

沖縄地域留学生交流推進協議会規約

(名 称)

第1条 この会は、沖縄地域留学生交流推進協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(目 的)

第2条 協議会は、沖縄地域における外国人留学生（研修生を含む。以下同じ。）の受け入れ及び地域社会との交流に関し、諸方策を協議し推進することを目的とする。

(事 業)

第3条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 留学生の受け入れの推進
- (2) 留学生の勉学条件の整備
- (3) 留学生の生活環境の整備
- (4) 留学生と地域社会との交流の推進
- (5) 地域社会に対する啓発
- (6) その他協議会の目的達成に必要な事業

(組 織)

第4条 協議会は次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 沖縄県内の大学、行政機関、地方公共団体、公共企業体、経済団体、国際交流事業推進団体、民間企業体及び民間団体等、（以下「団体等」という。）の長又は代表者 各1名
 - (2) 学識経験者 若干名
- 2 前項の委員は、協議会の議を経て会長が委嘱する。
 - 3 第1項第2号の委員の任期は、3年とする。ただし、再任を妨げない。

(役 員)

第5条 協議会に次の役員を置く。

- (1) 会 長 1名
 - (2) 副会長 2名
- 2 会長は、琉球大学長をもって充て、副会長は協議会の議を経て会長が委嘱する。
 - 3 第1項第2号の役員の任期は、3年とする。ただし、再任を妨げない。

(役員職務)

第6条 会長は、協議会を代表し、会務を統轄する。

- 2 会長は、協議会を招集し、その議長となる。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは又は欠けたときは、会長があらかじめ定める順に従って会長の職務を代行する。

(顧問)

第7条 協議会に顧問を若干名置くことができる。

2 顧問は、協議会の議を経て会長が委嘱する。

3 顧問は、協議会の運営及び事業に関し、必要に応じ助言する。

(運営委員会)

第8条 協議会の円滑な運営を図るため、協議会の下に運営委員会を置く。

2 運営委員会は、団体等の実務担当責任者の中から、所属長の承認を得て会長が委嘱する委員をもって組織する。

3 運営委員会に委員長及び副委員長を置く。

4 委員長および副委員長は、委員の中から会長が指名する者をもって充てる。

5 委員長は、運営委員会を招集し、その議長となる。

6 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は欠けた時は、その職務を代行する。

7 運営委員会に、専門的な事項を協議するための部会を置くことができる。

(幹事)

第9条 運営委員会に幹事を置き、琉球大学の留学生担当課長をもって充てる。

2 幹事は、会務を処理する。

(事務局)

第10条 協議会の事務処理のため、琉球大学の留学生担当課に協議会事務局を置く。

(規則改廃)

第11条 この規則の制定改廃は、協議会が行う。

(雑則)

第12条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この規約は、昭和 63 年 11 月 21 日から実施する。

附 則

この規約は、平成 5 年 11 月 19 日から実施し、平成 5 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この規約は、平成 10 年 11 月 4 日から実施し、平成 10 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この規約は、平成 19 年 11 月 29 日から実施する。

附 則

この規約は、平成 28 年 2 月 12 日から実施する。